



# 士別市地域循環型 住宅リフォーム促進事業



50万円以上の工事で  
現金+ポイント  
最大 30 万円分

※ポイントは、  
サフォークスタンプ協同組合が  
発行するサフォークポイントです



## POINT1

### リフォーム工事には市内事業者を活用

市内に事業所を有する事業者にリフォーム工事を発注した場合が助成の対象となります。

工事費50万円以上 → 現金10万円+ポイント3万円分

工事費20万円以上50万円未満 → ポイント2万円分

## POINT2

### 中古住宅加算

中古住宅を取得し、リフォーム工事を行う場合

ポイント加算 5万円分

## POINT3

### ゼロカーボン対応

環境に配慮した設備交換  
や太陽光発電設備の設置

ポイント加算 5万円分

## POINT4

### 移住者加算

士別市に移住しリフォーム  
工事を行う場合

ポイント加算 5万円分

## POINT5

### 道産木材加算

道産木材を活用したリフォーム  
工事を行う場合

ポイント加算 2万円分

※各加算の詳しい内容や申請の方法などはお問い合わせください。

お問い合わせ先

士別市商工労働観光課商工労働係



0165-26-7137

平日8:30~17:15

## 申請受付期間

第1期：4月1日～8月31日

第2期：9月1日～3月31日

- ・申請時期により予算枠があります。  
第1期：予算額の約7割 / 第2期：予算額に達するまで
- ・必ず、**着工前の事前申請**をお願いします。
- ・申請状況など、詳細は市のホームページでご確認ください。



### 注意事項

- ・施工時期、内容が未確定な状態での申請はできません。
- ・原則として、3月31日までに工事が完了する必要があります。



## 助成内容

現金+ポイントで助成します

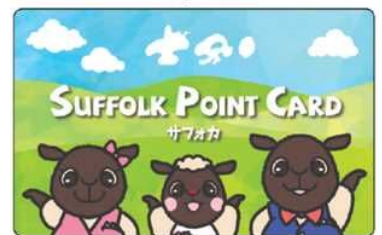
◇現金助成 改修費が50万円以上の場合（重複不可）

市内事業者による住宅改修工事 10万円

※令和7年度から現金助成は一律となります。

◇サフォークポイント助成

改修費が20万円以上の場合（重複可能）



○ 基本ポイント助成

① 改修費が50万円以上

3万円分

② 改修費が20万円以上50万円未満

2万円分

○ 加算ポイント助成

① 中古住宅の改修工事

5万円分

② ゼロカーボン対策改修工事

5万円分

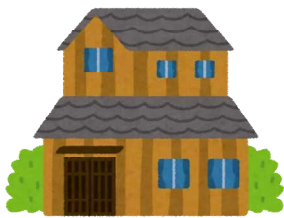
③ 移住者が居住する住宅改修工事

5万円分


④ 道産木材の活用

2万円分

## ※助成における注意事項



**1. 中古住宅**  
自己所有となってから  
3カ月以内のもの



**3. 移住者**  
本市に転入し居住するもの  
※前々住所が士別市の場合は、  
前住所に1年以上居住している  
こと


**2. ゼロカーボン対策**は以下のすべてを満たすもの

- 対象の改修費が50万円以上であること
- 設置設備が、トップランナー制度等での目標基準値を満たすもの
- 太陽光発電設備は設置または交換であること
- その他の設備交換は、以下の対象設備であること  
エアコン、照明器具、電気便座、電気温水機器(ヒートポンプ式)、ガス(灯油)ストーブ、ガス調理機器、  
ガス(石油)温水機器、断熱材、サッシ、複層ガラス

※暖房機、温水機器は同じ熱源を利用していること

**4. 道産木材の活用**は以下のすべてを満たすもの

- 木材を原材料とする工事の木材費用が20万円以上であること
- 工事全体の70%以上に道産木材が使用されていること
- 道産木材は、道内の森林から産出され道内で加工された木材および木材製品であること



## ※助成対象者(次のすべてを満たす方)

- ・士別市に居住(予定を含む)し、市税を完納している方
- ・市内事業者による住宅リフォーム工事を行う方
- ・過去に「士別市朝日町持家奨励金交付要綱」、「士別市朝日町持家住宅増改築補助金交付要綱」、「士別市住宅改修促進助成金交付要綱」、「士別市住宅新築促進助成金交付要綱」に基づく奨励金等の交付を受けていない方

## ※助成対象工事

次の工事費は、対象外となります。  
①設計費、外構工事費(舗装、植栽、塀、車庫、物置等) ②居住する住宅以外の部分の工事費  
③「障害者自立支援法」「介護保険法」及び、国・道などの助成等を受けて改修する対象工事費

区分	工事内容
増築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の住宅部分がない場所に、住宅の床面積を増加させる工事</li> <li>・既存の住宅部分以外を住宅に変更し、住宅の床面積を増加させる工事</li> </ul>
改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の住宅部分の一部を取壊し、その場所に改めて住宅を建設する工事</li> </ul>
修繕	住宅の安全性、耐久性及び居住性を向上させる工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎、土台、柱、外壁、屋根、床、天井等の修繕又は補強工事</li> <li>・間取りの変更等の模様替え工事</li> <li>・断熱改修工事又は遮音工事</li> </ul>
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気、給排水、暖房、エアコン等の工事</li> </ul>

## 1. 事前相談

## 2. 補助申請

【必要書類】 交付申請書一式／施工事業者届出書／工事見積書・各種図面／住民票／市税完納証明書／住宅の所有を確認できる書類の写し(次のいずれか、①固定資産税・都市計画税課税明細書、②登記済証、③建物登記事項証明書)

【加算助成ごとの必要書類】

- ※中古住宅改修の場合 ⇒ 売買契約書の写し、建物登記事項証明書の写し
- ※ゼロカーボン対策の場合 ⇒ トップランナー基準達成や太陽光発電量などが明らかになっているもの(カタログなど)
- ※移住者 ⇒ 前住所が確認できる書類
- ※道産木材 ⇒ 道産木材の活用が確認できる書類

## 3. 交付決定

※補助金等交付決定通知書とあわせて補助金請求書とサフォークポイントカード作成のご案内を送付

## 4. 工事着工

【必要書類】 着手届／工事契約書の写し

## 5. 事業完了

【必要書類】 完了届／施工前・施工中・施行後の写真

## 6. 実績報告

【必要書類】 実績報告一式／工事代金領収書の写し

## 7. 補助金請求・交付

【必要書類】 補助金請求書  
振込先がわかるもの

## information



◇新築・リフォームの工事ができる市内事業所  
⇒新築・リフォーム助成施工事業者一覧

◇サフォークポイントが使えるお店  
⇒サフォークスタンプ協同組合ホームページ

